

# SMBC China Monthly

第216号 ■ 2023年6月

編集・発行：三井住友銀行 グローバル・アドバイザー一部

## 【目次】

<b>経済トピックス①</b> <b>中国 消費回復は続くも、景気全体では回復ペースが鈍化</b> 日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也	-----2
<b>経済トピックス②</b> <b>人民元国際化の動向：追い風を上回る逆風</b> 日本総合研究所 調査部 主任研究員 野木森 稔	----- 3～4
<b>税関関連情報</b> <b>保税修理業務について</b> TJCCコンサルティンググループ 副総経理 劉 航	----- 5～6
<b>人事・労務関連情報</b> <b>中国業界別求人動向(2023年1～3月)</b> PERSOLKELLY China Co., Ltd. 英創人材服務(上海)有限公司	----- 7～8
<b>法務レポート</b> <b>強制執行と企業の存続・再起(能動的司法(執行)典型事例)</b> 弁護士法人キャストグローバル 弁護士 金藤 力	----- 9～13
<b>マクロ経済レポート</b> <b>中国経済展望</b> 日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也	----- 14～18
<b>為替情報 通貨見通し</b> ■中国人民元 ■香港ドル ■台湾ドル 三井住友銀行 アジア・大洋州トレジャリー部 (シンガポール駐在) エコノミスト 阿部 良太	----- 19

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

TOPICS	<b>経済トピックス①</b>	日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也 E-mail: sanojunya@jri.co.jp
<b>中国 消費回復は続くも、 景気全体では回復ペースが鈍化</b>		
SMBC China Monthly		

■消費以外の需要の伸び悩みが鮮明に

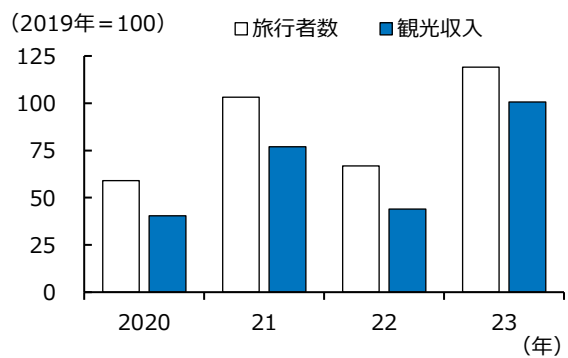
中国では、ゼロコロナ政策の解除を背景に消費の回復が続いている。もっとも、消費以外の需要は停滞気味で、全体としてみれば景気回復ペースは鈍化している。

4月の小売売上高は前年同月比+18.4%と、3月から大幅に加速した。外食が4割増となったほか、宝飾品や化粧品、衣料品等も大きく増加した。4月末から5月初旬の労働節連休中には、国内観光の旅行者数が前年同期比7割増の2.7億人に達し、観光収入は1,481億人民元と前年から倍増した。コロナ禍前の2019年と比較すると、旅行者数は2割増となったほか、観光収入は+0.7%増と新型コロナウイルス前の水準に戻った(右上図)。

一方、4月の固定資産投資は前年同月比+3.9%と、3月から伸びが低下した。不動産開発投資が同▲7.2%と減少幅が拡大し、全体を押し下げた。インフラ投資は同+7.9%と拡大を続けているが、3月から伸び率は低下した。

また、4月の工業生産は前月比▲0.5%と、5ヵ月ぶりにマイナスに転じた。国内における自動車販売の伸び悩みや住宅市場の低迷を受けて、素材部門を中心に生産が低迷しており、製造業全体の生産を下押ししている。

<労働節連休中の中国国内観光>



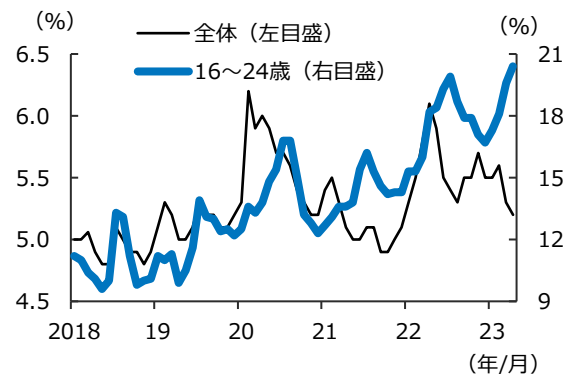
(出所) 文化観光部、中国政府を基に日本総研作成

■年後半に景気刺激策が実施される公算大

4月の共産党中央政治局会議において、経済の回復傾向が続いているとの認識は変わらず、政府は景気刺激策の発動には慎重姿勢である。しかしながら、ゼロコロナ政策の解除後、消費の回復を除けば需要は総じて伸び悩んでいる。そのため、消費のリバウンド局面が一巡した後、景気浮揚策が採られる可能性がある。今後、政府は4~6月期の経済成長率を見極めたうえで、7月下旬の中央政治局会議で経済政策を巡るこれまでの方針を見直し、インフラ整備を目的とした地方特別債の追加発行といった財政による景気支援策を打ち出す公算が大きい。諸外国と異なり、中国ではインフレ率が低位で推移していることから、金融政策の緩和余地も大きく、政策金利が引き下げられる可能性もある。

現在までのところ、雇用の改善ペースは鈍く、4月の失業率は5.2%となおコロナ禍前の水準を上回っている(右下図)。さらに、若年層(16~24歳)の失業率は20.4%と統計開始以来最高となったことを踏まえると、雇用対策の拡充も課題である。雇用を維持する企業への金融支援策の拡充、政府機関による雇用増、といった対策も検討されよう。

<失業率>



(出所) 国家統計局、CEICを基に日本総研作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

TOPICS	経済トピックス②	日本総合研究所 調査部 主任研究員 野木森 稔 E-mail: nogimori.minoru@jri.co.jp
人民元国際化の動向: 追い風を上回る逆風		
SMBC China Monthly		

中国が世界に影響力を持つ貿易取引では、人民元利用が拡大している。しかし、資本取引では西側諸国と中国・ロシアとの対立を背景に利用が進まず、人民元国際化は米ドルの地位を脅かすほどには進んでいない。

■ロシアへの制裁、利上げによる米ドル離れ等が人民元利用拡大の追い風に

中国の貿易取引では、人民元決済比率が急速に上昇している(右図)。2015年の人民元ショックで中国は急激な資本流出に苦しみ、中国が大きな影響力を持つ貿易取引においても人民元の利用は停滞していたが、足元にかけて勢いを取り戻している。中国の金融資本取引における市場開放は不十分ではあるが、以下の通り、①SWIFTからのロシア排除、②急速な利上げによる米ドル離れ、③「ペトロ yuan(原油人民元)」拡大に向けた中国の積極外交、が「人民元の国際化」の追い風となっている。

＜中国貿易決済における人民元比率＞



第1に、西側諸国は2022年3月、ロシアのウクライナ侵攻に対する制裁としてSWIFTからロシアの銀行を締め出した。これにより、ロシアの企業は米ドルでの貿易決済が難しくなり、2022年9月にはロシア国営ガス会社はガス供給の支払を米ドルから人民元またはルーブルに変更している。また、2023年4月には、ロシアに対し原発建設の米ドル建支払ができなくなったバングラデシュが、人民元での支払に切り替えた。

第2に、米FRBによる利上げによって米ドル資金の調達コストが急上昇し、ロシア以外の国でも米ドルではなく人民元を貿易決済に使う動きが進んでいる。2023年3月には、ブラジルが中国と貿易取引や金融取引で両国の通貨を直接使える仕組みを創設することで合意した。4月には、アルゼンチンが中国からの輸入決済を米ドルから人民元に切り替えると発表した。さらに、イラクが2月に人民元による輸入決済を許可したほか、タイが年内に人民元建貿易決済に関する規則を緩和する方針を打ち出している。

第3に、2017年に世界最大の原油輸入国になった中国は、2018年に人民元建原油先物を上場させることで人民元の利用を促進し、「ペトロダラー(原油米ドル)」と呼ばれる原油取引における米ドルの独占を崩しにかかる動きを示した。2022年12月には、習近平国家主席が中国・湾岸協力会議(GCC)首脳会議の演説で、石油・ガス貿易における人民元建決済の推進を求め、2023年3月にサウジアラビアが中国への原油販売の一部を人民元建とすることを検討していると報じられた。さらに同月、フランスが中国と初めて人民元建でLNGを取引している。

■資本取引では逆風、人民元国際化の進展は限界に直面

このように国際取引における人民元の利用が拡大しているが、これらのほとんどは対新興国を中心とした貿易取引によるものである。過去、国際取引における人民元決済額を大幅に押し上げたのは投資等の資本取引である。これは先進国を中心とした取引を中心としており、その規模は貿易等の経常取引よりもかなり大きい(次頁右上図)。

中国はかつて国際資本取引のなかでも証券投資の拡大に成功し、それが人民元の利用拡大につながっていた。その間、中国政府は金融資本市場の開放を劇的に進めたわけではない。指数算出会社やIMFに働きかけ、運用ベンチマーク指数での人民元建証券の採用や、SDR(特別引出権)への人民元の組

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

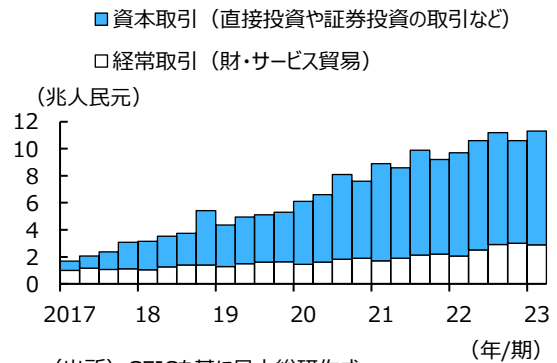
み入れを勝ち取るといった巧みな戦略を通じて、世界の運用機関や中央銀行等の間で人民元取引の需要を拡大させた。

ところが、海外投資家による中国本土証券への投資額は、急速な増加から一転して2022年から株式・債券ともに減少傾向を続ける等、その動きに変調がみられる(右中図)。これには地政学リスクの高まりが影響している。米中対立は沈静化する兆しはなく、米国政府による対中取引規制が証券投資にも及ぶ可能性があり、海外投資家は中国への投資に慎重になっている。また、西側諸国は対ロシア制裁の「抜け穴」を防ぐため、ロシアとの経済取引を行う外国人や外国企業に対して二次的制裁を課す可能性があり、中国への投資においてもそのリスクはくすぶり続けている。一部の海外投資家は、ロシアのエネルギー開発案件に関連した融資を行っていることを理由に、中国の政策銀行である国家開発銀行と輸出入銀行の債券を売却したと報じられている。もともと中国への証券投資を拡大した主体の多くは西側諸国の投資家であったことが、こうした地政学リスクの高まりを背景とした対中資本取引への逆風を強める要因となっている。

また、各国中銀・政府が保有する外貨準備のうち、人民元建資産が2022年に入ってから減少している。外貨準備における資産は、各国の輸入代金決済への備えだけでなく、対外債務の支払や為替介入等に備えるといった役割を担う。外貨準備の資産構成における米ドルの割合は近年顕著に低下し、米ドル離れの動きが明確となっている。米ドルの代わりに選ばれる通貨に注目が集まるが、足元では、それは人民元ではなく、中国以外の新興国通貨になっている(右下図)。

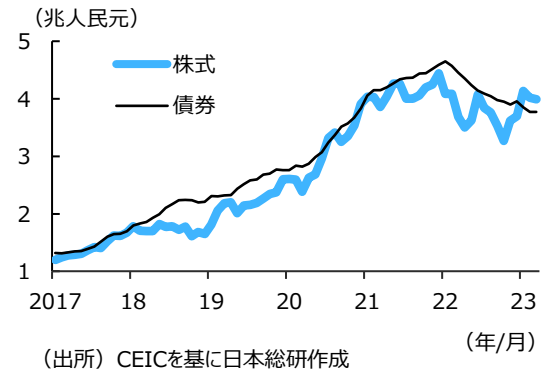
中国が世界に影響力を持つ貿易取引では、人民元は大きな強みを持ち、今後も人民元での取引拡大への追い風が続くとみられる。しかし、貿易等経常取引よりも規模の大きい資本取引では、西側諸国と中国・ロシアとの間で対立が深まっていることを背景に、人民元の利用は停滞している等、最近では人民元の国際化に向けて追い風よりも逆風の方が強くなっている。こうした状況を踏まえると、人民元が米ドルに代わるほどの地位を得ることは依然として難しいと考えられる。

<中国の国際取引における人民元での決済額>



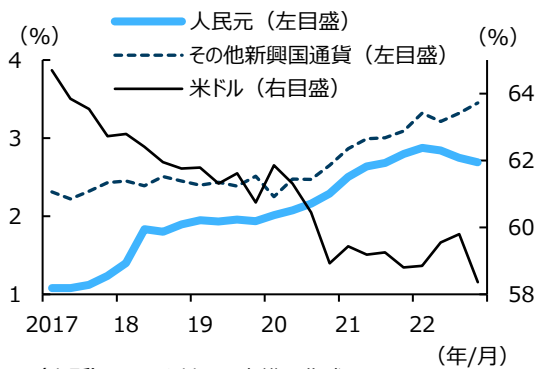
(出所) CEICを基に日本総研作成  
(注) 受取と支払の合計額。

<中国本土株式・債券の海外投資家保有額>



(出所) CEICを基に日本総研作成

<世界外貨準備における通貨比率>



(出所) CEICを基に日本総研作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

TOPICS	税関関連情報	TJCCコンサルティンググループ 副総経理 劉 航 Email: shinki@tjcc.cn
保税修理業務について		
SMBC China Monthly		

中国国外で生産した製品を中国に運んで、修理した後に再輸出することについては、「保税修理業務」が適用されるので、以下の通り紹介します。

#### 【申請条件】

中国現地企業は税関の同意と保税修理資格を取得していれば、保税修理業務を取り扱うことができます。具体的には以下の条件を満たすと同時に、税関による実地評価を受けることが必要です。

1. 税関から認定されている企業信用等級が信用喪失企業ではないこと。
2. 該当業務に必要な場所・設備を備えており、修理済貨物、修理待ち貨物、修理不可貨物、修理用部品、修理過程で交換した旧部品や故障部品、修理過程で発生するスクラップ等に対して専用の管理を行えること。
3. 税関からの要求を満たす管理制度およびコンピュータ管理システムを備えており、修理で発生する消耗等の情報を全プロセスに渡って追跡可能で、税関からの要求通りに申告を行えること。

#### 【申請に必要な資料】

企業は上述の条件を満たしたうえで、以下の資料を税関へ申請する必要があります。

1. 保税修理業務の展開状況説明書
2. 企業が対外締結した修理契約書
3. ブランド所有者や代理人による修理業務授權文書

※国務院と国家関連部門の批准同意のもとで展開する保税修理業務に属する場合、対応する批准書の提出も必要です。

#### 【注意事項】

企業が保税修理業務の展開にあたって修理用部品/材料を保税方式で輸入する場合、以下の事項に注意しつつ、修理仕様書をもとに事実に基づいて消込管理を行なう必要があります。

- ① 保税修理専用に修理待ち貨物・修理済貨物・修理不可能貨物等の情報の電子帳簿を作成する必要があります。また、保税修理専用の帳簿には修理用部品も含まれている必要があります。
- ② 保税修理専用の帳簿に登録された商品については加工貿易禁止類商品目録が適用されません。
- ③ 企業の保税修理業務展開過程で発生したスクラップ、交換した旧部品、故障部品は、原則としてすべて中国国外に再輸出しなければなりません。再輸出できない場合も中国国内へ販売してはならず、税関総署による加工貿易貨物処分処理関連規定に基づいて処理しなければなりません。固形廃棄物がある場合は「固形廃棄物輸入管理弁法」に基づき、資格を有する企業による処理が必要となります。
- ④ 保税方式で輸入した修理用部品/材料の余剰分の処理については、「中華人民共和国税関加工貿易スクラップ、余剰材料、不良品、副産物および被災保税貨物に関する管理弁法」
- ⑤ の関連規定に基づいて処理する必要があります。

#### 【法的根拠】

税関総署2018年第203号《保税修理業務に関する監督管理の問題についての公告》

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

**TJCC コンサルティンググループ**

1997年の設立以来、日本・中国各地で600社以上の外資系企業サポート実績。

100人のプロフェッショナルが中国の会計・税務・通関管理・人事労務等、経営全面に渡って単なる解決案の提供だけでなく、実行から成果まで保証。

2021年には書籍『中国通関 Q&A100』を出版。

**劉 航(リュウ コウ)**

1994年広州中山大学日本語科卒。(株)東芝広州事務所、(旧)日商岩井広州支店勤務の後、2002年 TJCC 入社。中国・日本各地で TJCC 主催セミナーのほか、商工会、JETRO 等主催のセミナー講師も務める。

得意分野: 通関管理、企業投資・統廃合・移転・来料法人化関連

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

TOPICS	人事・労務関連情報	PERSOLKELLY China Co., Ltd 英創人材服務(上海)有限公司 E-mail: info_cn@persolkelly.com
中国業界別求人動向(2023年1~3月)		
SMBC China Monthly		

PERSOLKELLY China Co., Ltd.(英創人材服務(上海)有限公司)では、四半期ごとに業界別の求人動向を発表しています。今回は、2023年第1四半期(1-3月)の求人動向をお伝えします。

中国国家统计局が4月19日に発表したデータによると、2023年第1四半期の実質国内総生産(GDP、速報値)は28兆4,997億人民元で、前四半期比で2.2%増、前年同期比4.5%増でした。景気は概ね回復・しています。

こうしたなか、雇用情勢も概ね改善しました。全国平均の都市部調査失業率は前年度第4四半期に比べ0.1ポイント減の5.5%でした。

2023年第1四半期の日系企業の求人数は、全業種で前四半期比27%増、前年同期比25%減となりました。

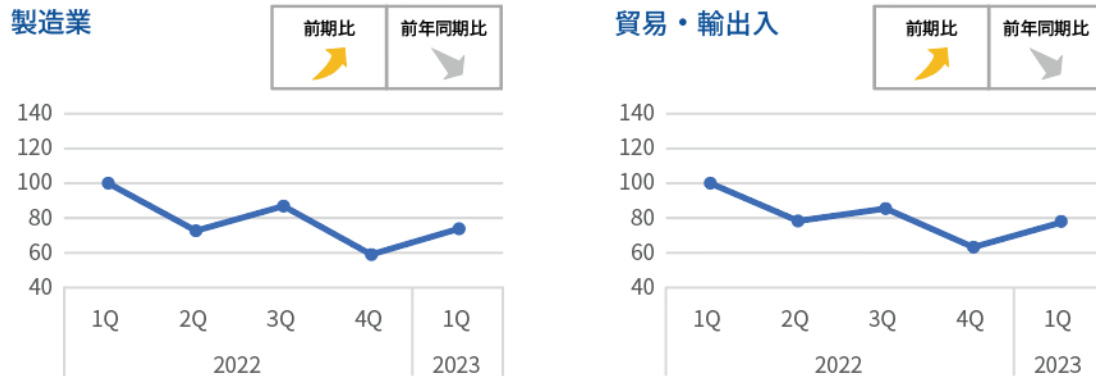
(以下、グラフ・データはすべて日系企業の求人需要)

以下のグラフは、各業界の新規求人数について1年前の同時期を100とした場合の推移を示しております。四半期ごとの通年推移を見ると同時に、前期比・前年同期比から各業界の求人増減の動向をご参照ください。  
 ※これらの情報はPERSOLKELLY Chinaの自社データを元に作成しています。

凡例: 前年同期比    ↑ 急激に増加    ↗ 安定増加    → 横ばい    ↘ やや減少    ↓ 大幅に減少

製造業の求人数は、前四半期比で27%増加、前年同期比で27%減少しました。

貿易・輸出入業界の求人数は前四半期比で24%増加し、前年同期比で22%減少しました。

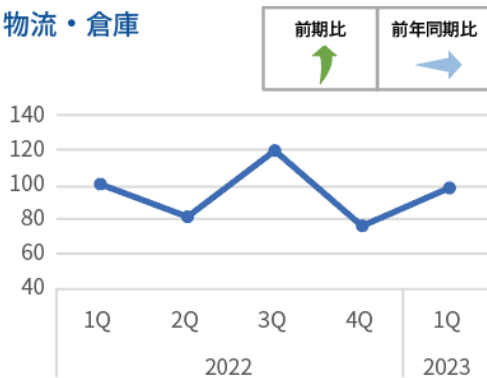


物流・倉庫業界の求人数は前四半期比で30%増加し、前年同期比ではほぼ横ばいとなりました。

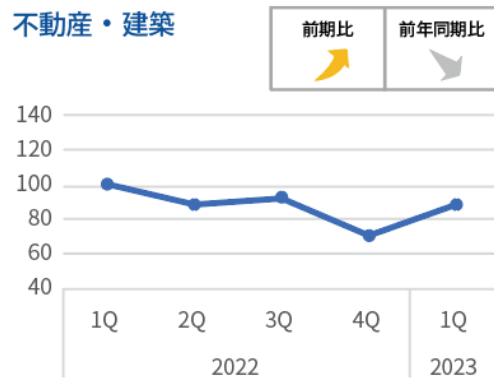
不動産・建築業界の求人需要は前四半期比で27%増加し、前年同期比で12%減少しました。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

物流・倉庫

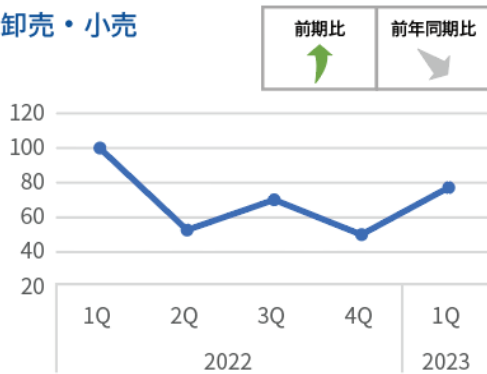


不動産・建築

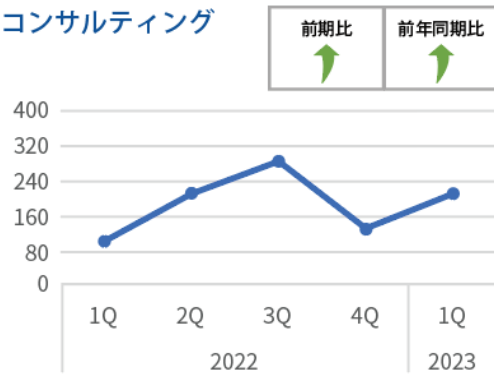


卸売・小売業界の求人数は前四半期比で 56%増加し、前年同期比で 23%減少しました。  
 (参考:2023年第1四半期の社会消費財小売総額は 11 兆 4,922 億人民元で、前年同期比 5.8%増となりました。このうち、自動車を除く社会消費財小売総額は 10 兆 4,094 億人民元で、同 6.8%の増加でした)  
 コンサルティング業界の求人数は前四半期比+67%、前年同期比+114%と大幅に増加しました。

卸売・小売



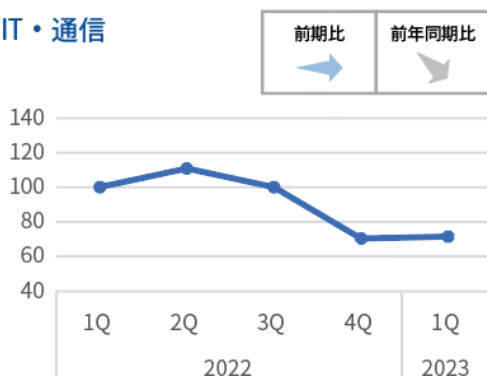
コンサルティング



IT・通信業界の求人需要は減少傾向が続き、前四半期比ではほぼ横ばい、前年同期比では 28%減となりました。

金融・銀行業界の求人需要は前四半期比 23%増、前年同期比 46%減となりました。

IT・通信



金融・銀行



英創人材服務(上海)有限公司 (PERSOLKELLY China)

華東、華北、華南地域を中心に、中国全土にて日系企業向けに人材紹介サービスを提供しています。1996年の事業開始以来、幅広い業種職種の人材紹介を行っており、これまでに 13,000 社以上の実績があります。人材紹介事業のほか、「企業とともに成長・変革を実現するパートナー」として、人事戦略立案～労務・教育・人事制度策定をご支援して参りました。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。



TOPICS	法務レポート	弁護士法人キャストグローバル 弁護士 金藤 力 Email: kanefuji@castglobal-law.com
強制執行と企業の存続・再起 (能動的司法(執行) 典型案例)		
SMBC China Monthly		

## 1. はじめに

2023年5月19日、最高人民法院は「人民法院の能動的司法(執行) 典型案例」として、強制執行と企業の存続・再起にかかわる10事例を発表した。

最高人民法院の発表(注1)によれば、2022年に917万件あまりの強制執行案件が終結に至り、執行完了した金額は初めて2兆人民元を突破した。最近では、訴訟や強制執行の情報が得やすくなったことで、多数の債権者から数ヶ月程度の短期間のうちに強制執行の申立てが相次ぐ事例も見られるようになっている。顧客や取引先の事業状況が急速に悪化する前兆として、訴訟や強制執行手続の情報を随時把握しておくことは重要である。

中国における強制執行手続は日本と異なる点も多い。日系企業においては中国現地の顧客や取引先に対する債権回収のために法的手続を経て強制執行を行うことを躊躇することや、また実際に手続に入ったとしても中国での手続の進捗に関して理解しづらいこともある。今回発表された事例を通じて人民法院の執行案件処理に関する姿勢・考え方を知っておくことで、企業は個別の債権回収等の場面において見通しを立てやすくなると思われる。

なお、今回発表された10事例のうちには、通常の日系企業の事業活動とは直接関係がないと思われる事例も含まれている。そのため、10事例のすべてを紹介するのではなく、日系企業の事業活動に関係が深いと思われる5つの事例のみを取り上げて、その要点を紹介する。

## 2. 5つの特徴

最高人民法院による説明では、今回発表された10事例について、以下の5点が特徴として紹介されている。

### 発表事例に関する5つの特徴

政府との連携により企業の困難解消を助ける。

善意・文明的な執行。なるべく「活封活扣」(※後述の事例7参照)を採用する。

「緩」と「急」の弁証関係を把握し、公正と効率を実現する。

大局に寄与する、人民のための司法(政治・社会・法律の効果の統一)。

一件の典型事例の処理により、一つの分野の課題の解決を促す。

これには、単に法定の手続に基づき機械的に強制執行業務を処理するのではなく、一定の政治的・社会的目的を意識して「能動的に」案件処理に当たるといふ、人民法院の強制執行案件に対する姿勢・考え方がよく表れている。

(注1) 2023年5月19日、「人民法院の能動的司法(執行) 典型案例」新聞発表会における発表内容。

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2023/05/id/7299955.shtml>

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

### 3. 各事例の紹介

#### (1) 執行から破産再生への移行(事例 1)

中国において、強制執行による債権回収は基本的に「早い者勝ち」であるが、被執行人である企業法人による《企業破産法》第2条第1項所定の破産手続開始に原因がある場合には、破産手続へと移行することが認められている(注2)。この手続を通じて、「早い者勝ち」のルールのもとでは劣後してしまう一般債権者が一定の弁済を得られる場合がある。

##### 【事例 1】

- ✓ 昆山の某不動産会社(2009年設立)が2014年に年度検査未了により営業許可の取消の行政処罰を受けた。この会社には商品建物販売、建設中工事の抵当貸付、民間貸借、建物による代物弁済、工事代金未払等多くの紛争があり、負債総額は7億人民元余りであった。一方、主な資産は建設中の未完成建物(価値は約2.1億人民元)で、多くは売約済となっていた。
- ✓ 抵当権者は未完成工事の競売を求め、建物購入者は建設工事の継続・引渡し、その他一般債権者は公平な弁済を求め、各当事者の権利は激しく対立した。
- ✓ 人民法院は債権者に対し、執行手続では建物の工事完成が確保できないことを説明し、「執行から破産への切替」の申請を促した。破産清算の裁定がなされた後、人民法院は優先的に保護すべき消費者47戸を選別し、並行して会社の営業許可を回復させた。その上で、人民法院は清算手続を再生手続に切り替え、2億人民元の投資を引き入れて弁済と工事継続に充てた。
- ✓ この会社は2022年4月に再生に成功し、抵当権および建設工事代金優先権、従業員債権については全額弁済され、さらに一般債権についても一部(約10%)の弁済がなされることとなった。この建物は現在も建設工事中であり、2023年末に完成・引渡し予定である。

この事例では、建設中の建物を完成させることによって価値を増大させ、これによって各当事者の利益を最大限実現する結果となっている。

2014年に債務者が事業活動を停止した後、2022年に債権者への弁済に至るまで8年の年月を要している。筆者の経験でも、債権回収案件は同様に強制執行の手続から破産手続に入るものがあり、同じく何年もの年月を費やしたが、一定の弁済を得られたことがあった。このように、債権回収の結果が確定するまでに手続に非常に長い時間がかかることは、中国における強制執行から破綻処理に至るケースの特徴と言えよう。

#### (2) 地元政府と連携した企業支援(事例 3)

債務者に対して債務の履行を促す手段としては、強制執行とともに信用失墜被執行人名簿(注3)への組み入れという制度が用意されている。これらの人民法院の措置によって、企業の事業活動が妨げられている場合に、地元政府の各部門が人民法院と共同で問題解決にあたることもある。したがって、債権回収の上では債務者がこのような地元政府の支援を期待できる企業か否かが重要な要素の一つとなる。

(注2) 《「民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈》(最高人民法院 2022年4月1日改正発布、同月10日施行。法釈[2022]11号)第511条以下参照。

(注3) 履行能力があるのに確定判決により定められた義務を履行しないなど、一定の悪質な債務者が掲載される名簿である。これに基づき各種の信用懲戒措置が講じられる。《信用喪失被執行人名簿の情報の公表に関する最高人民法院の若干の規定》(最高人民法院 2013年7月16日発布、2017年2月28日改正発布、同年5月1日施行。法釈[2017]7号)等を参照。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 【事例 3】

- ✓ 銀行の執行申立てにより、被執行人の有する財産が凍結され、信用失墜被執行人名簿にも組み入れられた。被執行人が株式を有する企業は上場を予定する現地政府の重点育成企業であり、被執行人はその法定代表者かつ実質支配者であった。しかし、その株式凍結により信用が毀損され、上場が妨げられていた。
- ✓ 人民法院は地元政府の関係職能部門との間で上場の進展や執行方案等について十分に検討した。また、情状のための必要性を考慮し、猶予期間を設けて信用失墜被執行人名簿への組み入れを猶予した。さらに、被執行人が執行対象額約 1.2 億人民元を履行した後、執行措置を解除した。
- ✓ その後、当該企業は上場のための株式目論見書の情報開示を行い、上場手続は順調に進んでいる。

この事例に見られるように、企業に上場予定がある場合には、その株式を上場させることで株式市場から新たな資金を得て、これをもって債務問題を解決できることがある。本件のように地元政府と人民法院が連携して上場を進める場合、債権者にとって有利な結果をもたらすことがある。

## (3) 移転を活用した再建(事例 5)

取引先企業が古くからの工業用地を有している場合、移転計画に絡めた地元政府からの支援を得ることで、より有利な条件でスポンサーを見出すことができ、債権回収に寄与することがある。

## 【事例 5】

- ✓ 人民法院が受理した某実業会社に対する執行案件において、執行対象額は 1 億人民元あまりにのぼり、さらに、この会社を被執行人とする案件は合計 75 件にのぼっていた。一方、執行可能なすべての財産の評価額は約 3,000 万人民元で、そのうち処分価値のある不動産には抵当権等が設定済、かつ多くの人民法院からの差押がなされていた。
- ✓ この土地は工業用地であり、市場価格は比較的安く、強制競売の手続を行っても抵当権者への弁済ができるのみで、その他の債務および 60 名あまりの従業員の 2,000 万人民元の安定配置費用は賄うことができない状況にあった。
- ✓ 人民法院は、この執行案件を企業所在地の地元政府の「老企業移転計画」に組み込んだ。その後、各当事者の協議を通じて、スポンサーがすべての債務の処理と 2,000 万人民元の従業員安定配置費用、さらに 1,800 万人民元の「老工場再建・操業再開」費用が確保できる枠組みが合意された。
- ✓ 人民法院は会社の商標権、土地およびその他財産の差押を解除し、会社は従業員の安定配置を行い、順調に移転が進められた。75 件の執行案件はすべて執行完了となった。

市街地に近い立地にある工場の敷地に関しては、都市計画の変更等に基づき郊外への移転を迫られる場合があることは従来から日系企業の間でもよく知られているところである。このとき、不動産価格そのものが払下時点よりも高騰している場合が多く、また、工業用地からの転用が認められることもある。政府の支援のもとこの土地を新たに利用するスポンサーを見出すことができれば、そのスポンサーから多額の資金が得られ、債務の処理を進めるための原資が得られることになる。この事例もそのような典型的な事例のひとつと思われる。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

#### (4) 政府による臨時管理を経た存続・再起(事例 7)

中国では、債務者の財産のうち生産設備や原材料等の生産活動に必要な動産が封印・差押の対象となった場合でも、引き続き債務者や第三者にその使用継続を認める仕組み(いわゆる「活封」「活扣」(注4))が認められている(注5)。これによって、強制執行を受けた会社であっても事業活動を継続することが可能となっている。

##### 【事例 7】

- ✓ 2020年12月末、人民法院は某薬業会社の案件執行時に、この会社を被告とする案件が他に80件あまり存在し、審理中であることを発見した。
- ✓ 人民法院は会社責任者を直ちに呼出し、会社がサプライヤーへの支払を約定通り行えなかったために大規模訴訟を引き起こしたことを把握した。人民法院は帳簿および現場調査を経て、この会社が473名の個人事業者に対して1,800万人民元あまりの未払があること、一方で会社には1,700万人民元の未収債権があり、設備等生産活動を行える条件も揃っていることを発見した。
- ✓ 伝統的な執行手続の場合、会社の口座資金は順位が優先する何名かの債権者への弁済ができるのみで、その後に機器設備、不動産等の固定資産を競売して、ひとつの事業主体を消滅させることとなり、大部分の債権者の権益は保障されない。
- ✓ そこで、人民法院は、未だ提訴をしていないサプライヤーも含めた債権者集会を開催し、プレパッケージ型再生を参照して、第三者である会計会社を「臨時管理人」とする方案を確定した。これに基づき、臨時管理人による監督を行うこととしつつ、会社の基本口座の凍結を解除し、会社資産につき「活封」を行った。また、各サプライヤーには毎月、債権額の5%の割合による弁済を行うこととした。
- ✓ 現在、この会社は正常な生産経営活動を回復し、月上売上は100万人民元近くにのぼり、累計で500万人民元あまりの貨物代金の弁済を行っている。

この事例では、473名という多数の個人事業者に対する支払が滞っていた状況があり、「早い者勝ち」のルールにしたがって一部の債権者のみが弁済を得て多数の個人が損害を被ることは、政治的効果、社会的効果の面で望ましくない状況にあった。そこで、人民法院の主導のもと、債権者の債権回収を最大限実現できることを前提としつつ、企業が苦境を脱するための猶予期間を設け、その間に財務面で第三者による監督をさせることを債権者集会を通じて決定することで、法律により実現される効果が政策的・社会的にも望ましい結果となるに至った。

このように、中国の人民法院は、単純に法律通りのルールに基づいて強制執行の措置を進めるのではなく、政治的・社会的影響を考慮して対応する。したがって、日系企業各社においても、債権者の立場となった場合には、これらの要素を考慮して対応を定める方がよい場合がある。

#### (5) 株価への影響を考慮した上場株式の執行(事例 8)

上場企業の株式に対して質権を設定して担保とする場合、実際にその担保権を実行する段階では、上場株式の大量売却によって株価への悪影響が生じ得る。一般投資家がかかわる問題であるため、人民法院としても慎重になるケースがある。

(注4) 「封」は「查封(封印)」、「扣」は「扣押(差押)」の意味であり、いずれも強制執行の方式である。一般に大型設備などその場から動かせないものは封印の対象であり、他の場所に移転して保管できるものは差押の対象となる。

(注5) 《人民法院の民事執行における財産の封印、差押え及び凍結に関する最高人民法院の規定》(最高人民法院2020年12月29日改正、2021年1月1日施行。法釈[2020]21号)第10条第2項、第13条第2項などを参照。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 【事例 8】

- ✓ 原告は某信託会社であり、被告である某資本会社との間で《信託受益権譲渡協議》を締結した。被告は、自ら有する上場企業の売却制限付株式を質入れして担保提供した。その後、被告の契約違反により、人民法院は被告に 8.8 億人民元の支払を命じるとともに、質入れされた上場会社株式 4 億株につき原告が優先弁済を受けるべきことを判決した。
- ✓ その後、原告は 2023 年 1 月に強制執行を申し立てた。執行案件の立件時において、株式の市場価格は 1 株あたり 2.2 人民元前後であり、対象となる 4 億株の総額は少なくとも 8~9 億人民元であった。これを処分することは、勝訴した原告の権利実現のみならず、株価に影響し、一般投資家の利益および上場会社の発展にも影響する。そこで、強制執行案件の担当者らは春節休暇の休場期間に急ぎ株式の状況を調査した結果、対象 4 億株はすでに売却制限なしの流通株となっていることが確認された。
- ✓ 人民法院は集中競売、市場取引、司法競売の 3 種の処分方法のメリット・デメリットを比較し、4 億株を 3 分割して、競売日の直近 20 日の平均から 2 割引きした価格を開始価格としたネット競売を行うこととした。また、株式価値の最大化のため、株価の相場状況が比較的よい時期を選んで競売を行った。
- ✓ 最終的に、1 株あたり平均 2.5 人民元、成約価格総額 10 億人民元あまりで 4 億株すべてが成約に至り、値上がり率は 24.8%に達した。当日、この株式の終値は 4%の上昇となった。

この事例では、1 月に強制執行の申立てがあった後、春節休暇後速やかに売却換価が進められた。非常にスピーディーで、かつネットワークでの競売を利用する等の工夫が奏功して高額での売却ができた。もちろん、このように順調に進む事例ばかりではないが、強制執行の申立てを行うときには、どのようにすれば高値での売却換価が可能かについても検討し、人民法院への情報提供等を行えば、手続の迅速化にも寄与すると思われる。

## 4. おわりに

中国の強制執行手続は、強制執行の申立てにあたって執行対象財産を特定する必要がないこと等、日本に比べて申立てがしやすく、取組やすい部分もある。一方で、ときに日系企業にとっては分かりづらく、強制執行の手続が順調に進まないように見える部分もある。今回紹介した各事例のように、裁判所が政治的・社会的観点も合わせて考慮し、政府機関と連動して執行案件の処理にあたることで、日本との違いを大きく感じさせる要因のひとつであるかもしれない。

このような執行案件の処理の進め方は、単純に法定の手続を進めるのに比べて、執行申立人以外の一般債権者への弁済も手厚く保護されることにつながることもある。中国ならではの強制執行手続の進め方について理解し、活用するための参考としていただきたい。

以上

キャストグローバルグループは、中国や ASEAN、日本でビジネスを展開するクライアントのさまざまなニーズに対し、法務、会計・税務、人事・労務、マーケティングのスペシャリストである弁護士・会計士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・中小企業診断士等異なる 10 におよぶ資格を有する専門家が集い、各分野の強みを有機的に結合して国内 21 拠点、国外 8 拠点、ワンストップで最適なソリューションを提供する、ユニークなグローバルコンサルティングファームです。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

REPORT	マクロ経済レポート	日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也 E-mail: sano.junya@jri.co.jp
中国経済展望		
SMBC China Monthly		

**消費以外は伸び悩み景気回復の勢いが鈍化**

**◆消費以外は減速**

ゼロコロナ政策解除で急回復した中国景気は、消費以外の需要の伸び悩みで回復ペースが鈍化。

サービス業は引き続き景気回復をけん引。非製造業の4月のPMIは56.4と、4カ月連続で好不況の目安となる「50」を超過。とくに個人消費は、活動制限で大きく落ち込んでいた商品、外食や観光といったサービス分野を中心に力強い回復が継続。4月の小売売上高は前年同月比+18.4%と、3月(同+10.6%)から大幅加速。

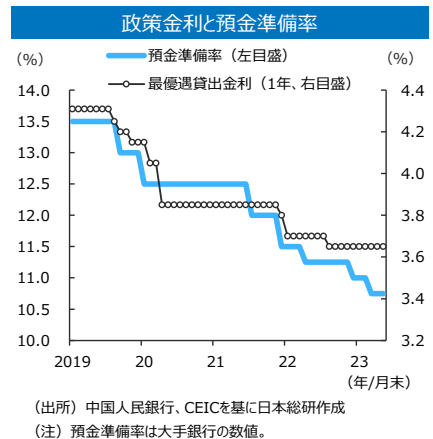
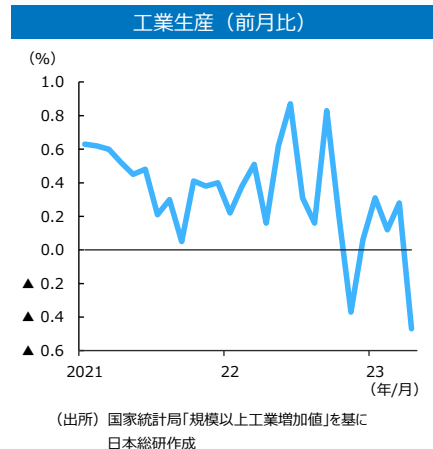
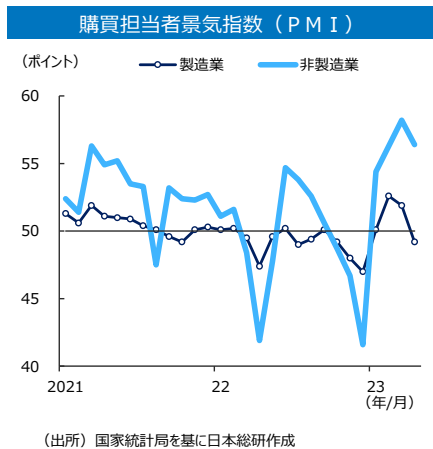
一方、製造業PMIは49.2と、新規受注の不振を主因に、4カ月ぶりに50を下回る水準。4月の工業生産も前月比▲0.5%と、素材部門を中心に5カ月ぶりの減少。

固定資産投資は、不動産開発投資のマイナス幅拡大が響き、4月の前年同月比は+3.9%と、3月の同+4.8%から伸びが低下。

**◆景気浮揚策が実施される見通し**

政府は景気回復傾向が続いているとの認識を変えておらず、景気浮揚策の発動には慎重姿勢。しかし、先行き景気減速が鮮明になるにつれ、政策支援に踏み出す公算。サービスを中心とした消費のリバウンド需要が一巡する年後半にも、景気浮揚策が実施されると予想。

財政政策面では、インフラ整備を目的とした地方特別債の追加発行等が実施される一方、金融政策面では、政策金利の引き下げ等が行われる可能性。インフレ率は低位で推移しており、金融緩和政策の発動余地は大。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 輸出の失速が景気を下押し

### ◆輸出の増加にブレーキ

輸出額(季節調整値)は、ゼロコロナ政策下で積み上がった受注残の消化に伴い、2022年末から始まった急回復にブレーキ。品目別にみると、輸出の1割を占めるIT関連製品(携帯電話・パソコン)が、巣ごもり需要の終息を背景に引き続き不振。そのため、直近の輸出額の増加は、繊維・玩具類や自動車等、IT関連以外の財が主導。

欧米経済の減速等を勘案すると、輸出の不振は長期化し、景気を下押しする見込み。製造業PMIの輸出向け新規受注指数は、4月に「50」を3ヵ月ぶりに下回り、先行きの回復の弱さを示唆。

### ◆輸入は横ばい続く

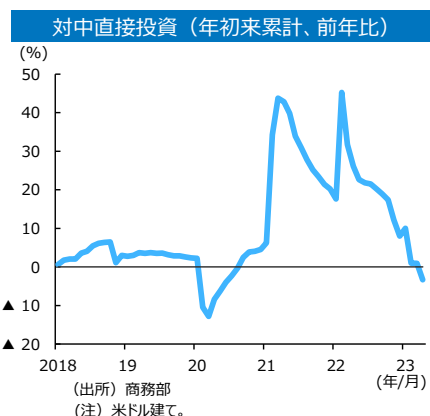
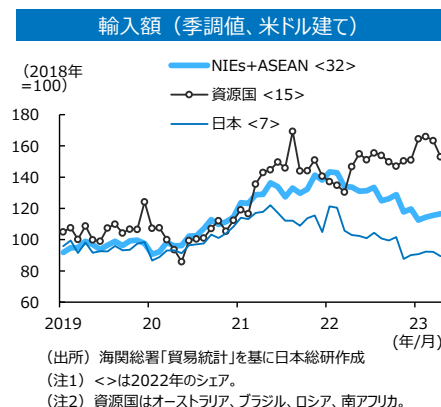
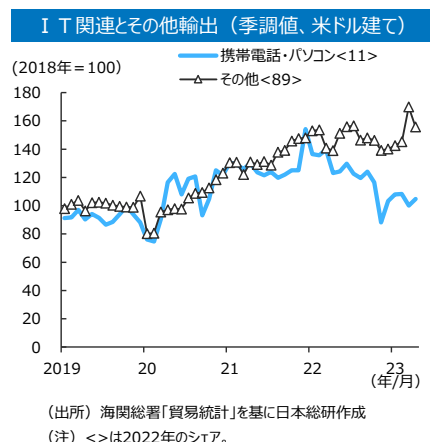
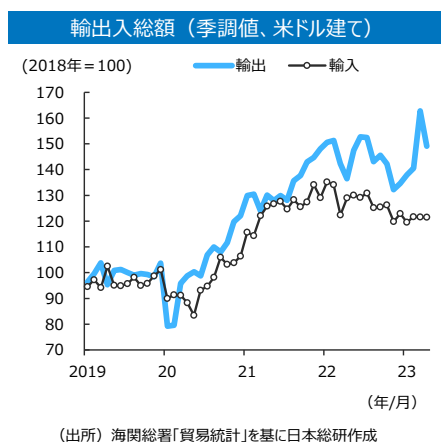
輸入額(季節調整値)は、引き続き横ばい圏内の動き。最大の輸入相手であるASEANからの輸入は緩やかに持ち直した一方、資源価格の下落を背景に、ロシア等資源国からの輸入拡大が頭打ちに。

今後、個人消費の回復の勢いは次第に鈍化し、輸入も低調な動きとなる見込み。

### ◆対中直接投資は減少

1~4月の対中直接投資は、前年同期比▲3.3%と、2020年1~8月以来の減少。

今後も、中国の内需を取り込むための企業進出は続くものの、海外企業によるサプライチェーン見直しも進み、総じてみれば緩やかな減少が続く見通し。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 個人消費の回復は継続

### ◆小売売上高は増勢加速

4月の小売売上高は前年同月比+18.4%と、2021年3月(同+34.2%)以来の高い伸び。ゼロコロナ政策の解除による経済活動の急速な正常化が進んだほか、前年同月の上海都市封鎖による消費の落ち込みからの反動増が背景。外食が同+43.8%と大幅に上昇したほか、宝飾品や化粧品、衣料品等、移動に関する厳しい制限措置で大きく落ち込んでいたサービスや商品を中心に引き続き好調。

労働節の大型連休(4月末~5月初旬)は、国内観光旅行者数が前年同期比7割増の2.7億人、観光収入は前年から倍増となる1,481億人民元。いずれも、コロナ禍前の2019年の水準を回復。映画等の娯楽消費も好調。

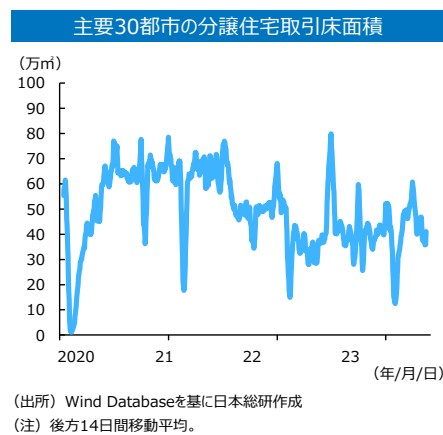
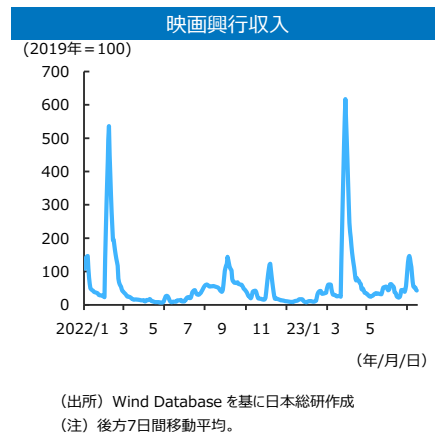
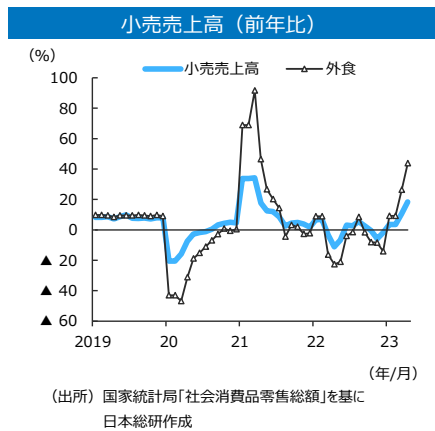
当面は、サービス分野を中心とした回復が続く見通しながら、年後半にはリバウンド需要が一巡する見込み。

### ◆乗用車販売の増勢鈍化

5月の乗用車販売台数は前年比で増加。排ガス規制の強化を控え、基準未達車の在庫処分を目的とした値引きにより、6月の販売台数も増加すると予想されるものの、7月の規制強化後はマイナスに転じる見込み。

### ◆住宅販売は減速傾向

主要30都市の住宅販売は、5月以降減速傾向が鮮明に。家計の住宅購入意欲に改善がみられないなか、住宅販売の低迷は長引く可能性。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。



## 固定資産投資の増勢は鈍化

### ◆不動産開発投資が減少

4月の固定資産投資は前年同月比+3.9%と、3月(同+4.8%)から伸びが低下。その主因として、①住宅投資が力強さを欠き、不動産開発投資のマイナス幅が再び拡大(3月:同▲5.9%→4月:同▲7.2%)したこと、②インフラ投資の増勢が鈍化(3月:同+8.7%→4月:同+7.9%)したことを指摘可能。

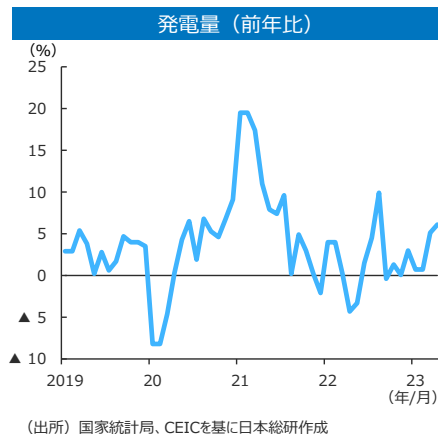
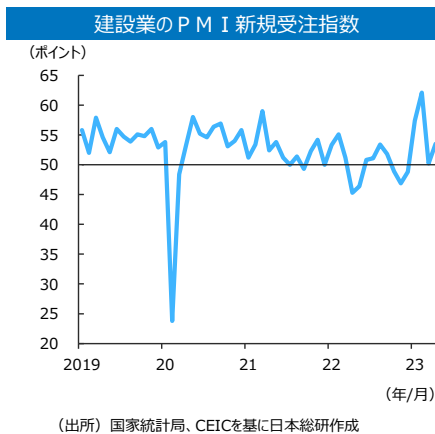
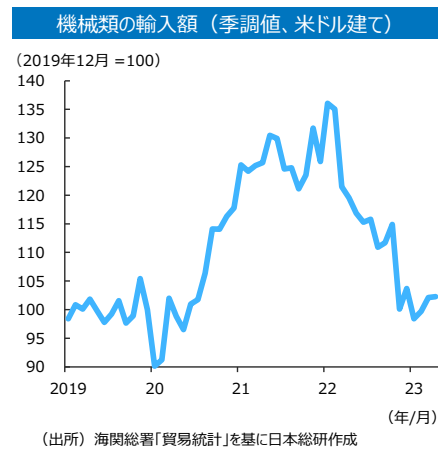
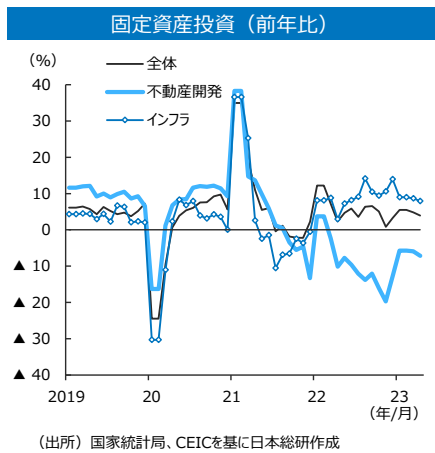
先行きを展望すると、以下の2点が重石となり、投資の増勢は鈍化が続く見込み。

第1に、企業の設備投資意欲の乏しさ。今般の景気回復局面でも、多くの企業は設備投資の拡大に慎重な姿勢。とくに、製造業で顕著であり、資本財輸入の低迷が持続。加えて、政府による規制強化や国有企業重視の姿勢が民間企業の設備投資意欲を削ぐ方向に作用する可能性も。

第2に、建設需要の弱さ。4月の建設業の新規受注指数は53.5と50を上回ったものの、2月のピーク時(62.1)を大幅に下回り、今後さらに低下する見込み。今後、人口減を背景に、住宅需要は長期にわたり低迷すると予想され、新築住宅の建設を下押し。公共事業関連も、中央政府が財政出動による景気浮揚へ方針転換しない限り、持続的な受注増を見込めず。

### ◆発電量は増加

4月の発電量は前年同月比+6.1%と、3月(同+5.1%)より伸びが加速。内訳をみると、水力発電の減少幅が拡大し、太陽光発電も減少に転じたものの、火力発電、風力発電、原子力発電が増加。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 低インフレ率が継続

### ◆生産者物価は下落幅拡大

4月のPPI(工業生産者出荷価格)は前年同月比▲3.6%と、7ヵ月連続のマイナスとなり、2020年5月(同▲3.7%)以来の下落幅に。内訳をみると、資源価格の下落を受け、生産財価格が同▲4.7%となったほか、消費財価格は同+0.4%と、食品関連を中心に上昇幅の縮小が継続。

4月のCPI上昇率は同+0.1%と、2021年3月(同+0.4%)以降で最も低い水準。内訳をみると、供給力の拡大を背景に、食品価格が前年同月比+0.4%と、3月(同+2.4%)から一段と減速したほか、原油価格の下落を反映してガソリン等交通用燃料価格は同▲10.4%と下落幅が拡大。食品・エネルギーを除いた米国型コアは同+0.7%と低位で推移。

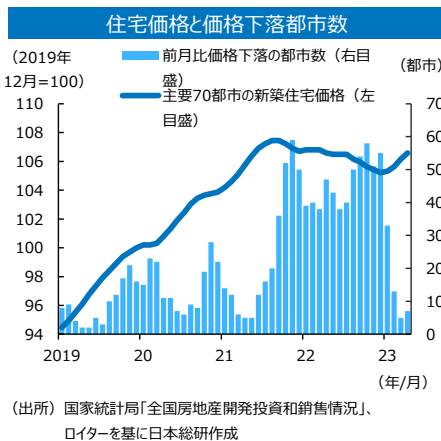
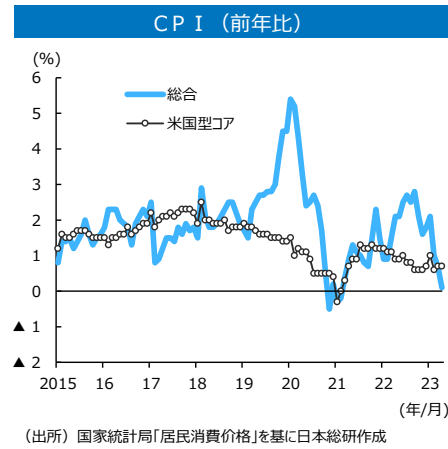
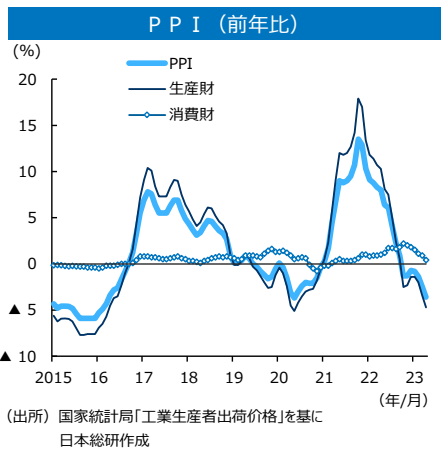
今後も、財を中心に価格下落圧力が根強いとみられ、インフレ率は引き続き低水準が続く見通し。

### ◆不動産価格の上昇幅が縮小

4月の主要70都市の新築住宅平均価格は前月比+0.4%と、3月より上昇幅が0.1%ポイント縮小。政府が住宅価格の高騰を許容しない姿勢を変えていないこともあり、不動産価格は抑制基調で推移する見込み。

### ◆株価は上値の重い展開

ゼロコロナ政策の解除による消費主導の景気回復等を背景に、株価は年初から上昇基調。しかし、企業部門では製造業を中心に停滞感が生じているにもかかわらず、政府は景気浮揚策の発動に慎重であることから、5月に入ると上値の重い展開に。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

為替情報

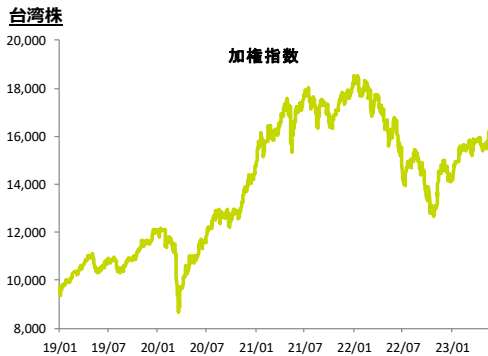
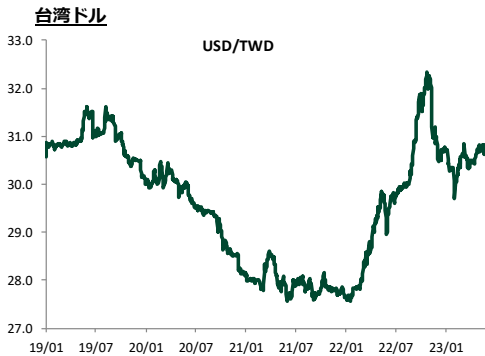
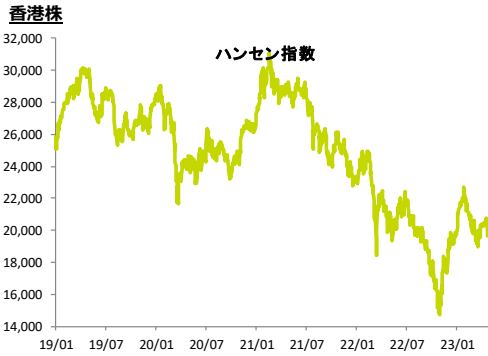
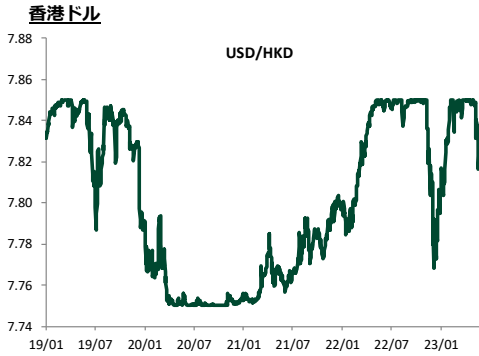
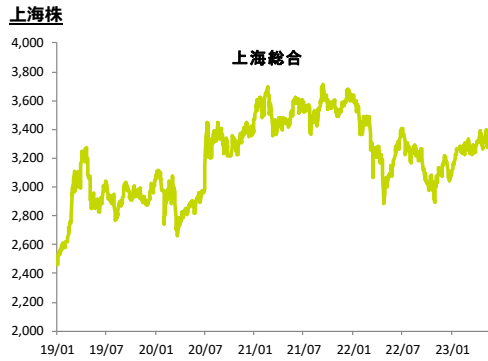
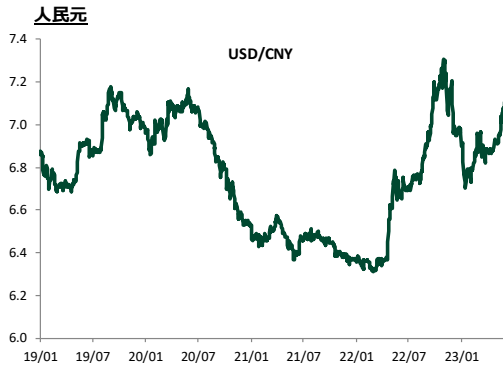
通貨見通し

三井住友銀行  
アジア・大洋州トレジャリー一部  
(シンガポール駐在)  
エコノミスト 阿部 良太  
E-mail: ryota\_abe@sg.smbc.co.jp

■ 中国人民元 ■ 香港ドル ■ 台湾ドル

SMBC China Monthly

	2023/3	2023Q2			2023Q3			2023Q4			2024Q1			2024Q2		
		下限	~	上限	下限	~	上限	下限	~	上限	下限	~	上限	下限	~	上限
USDCNH	レンジ															
	未値	6.87		6.98		6.95		6.90		6.79		6.69				
CNHJPY	レンジ															
	未値	19.30		19.05		19.14		18.84		18.85		18.83				
USDTWD	レンジ															
	未値	30.45		30.75		30.75		30.55		30.25		29.95				
TWDJPY	レンジ															
	未値	4.36		4.33		4.33		4.26		4.23		4.21				
USDHKD	レンジ															
	未値	7.85		7.84		7.83		7.81		7.77		7.76				
HKDJPY	レンジ															
	未値	16.90		16.96		16.99		16.65		16.47		16.24				



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行